

【川崎じもと応援券（第2弾）】

利用店舗 募集要項

（令和2年度川崎じもと応援券登録利用店舗様用）

川崎じもと応援券事務局

令和3年4月13日

Ver. 1

◆事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している飲食店や生活関連サービス等における消費を促すため令和2年度に引き続き「川崎じもと応援券（第2弾）」の発行を行う。

I. 川崎じもと応援券（第2弾）について

1) 事業概要

- (1) 名 称 川崎じもと応援券（第2弾）
- (2) 発 行 者 川崎市
- (3) 発 行 額 総額60億円（プレミアム率20%）
- (4) 発 行 内 容 総数50万冊
(1冊12,000円、額面1,000円×12枚の12枚綴り)
- (5) 販 売 価 格 1冊10,000円で販売
- (6) 使 用 期 間 令和3年7月16日（金）～令和3年12月31日（金）
- (7) 販 売 方 法 抽選申込の当選者への郵送販売
- (8) 申 込 期 間 令和3年4月22日（木）～令和3年5月24日（月）
- (9) 使 用 対 象 者 川崎市内在住、在勤及び在学の方
- (10) 購 入 限 度 購入対象者1人に付き5冊まで
- (11) 利 用 可 能 店 舗 小売業、宿泊・飲食業、建設業、生活関連サービス・娯楽業、その他の業種で市内中小企業・小規模事業者及び個人事業主（約6,000店舗想定）を公募して決定

2) 応援券取り扱い厳守事項

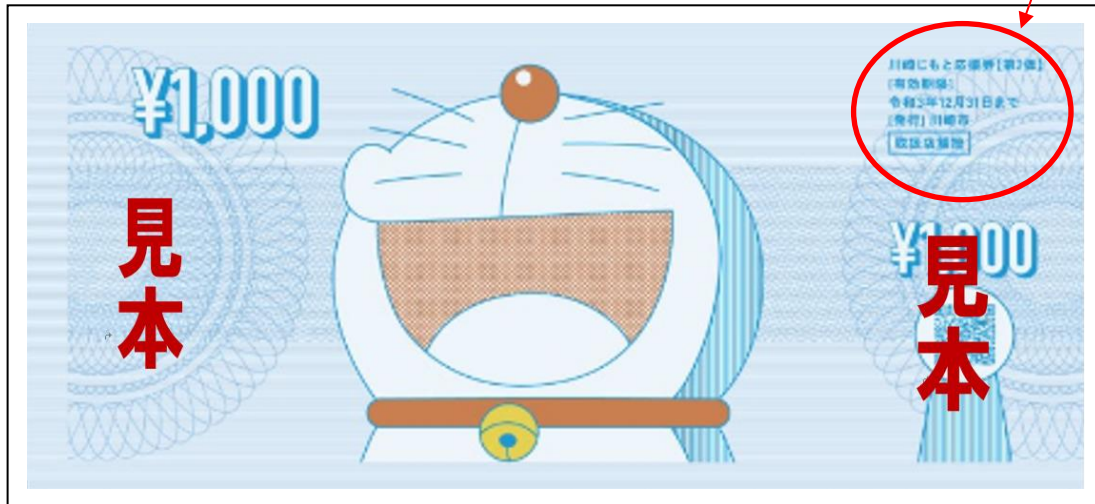
- 応援券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- 応援券と現金の交換は禁止しています。
- 応援券面額以下の使用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 商品返品の際の返金はできません。
- 店舗で独自に応援券の使用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- 応援券の保管にあたっては、折ったり破ったりしないようにご注意下さい。

- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、応援券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるように、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- **使用期間を過ぎた応援券は受け取らないで下さい。特に令和2年度実施の川崎じもと応援券（使用期限令和3年5月31日まで）を誤って受け取ることを無きようご注意ください。万一受け取ってしまった場合、換金は一切できません。**

○川崎じもと応援券（第2弾）の応援券

青色・赤色・黄色を使用しています。

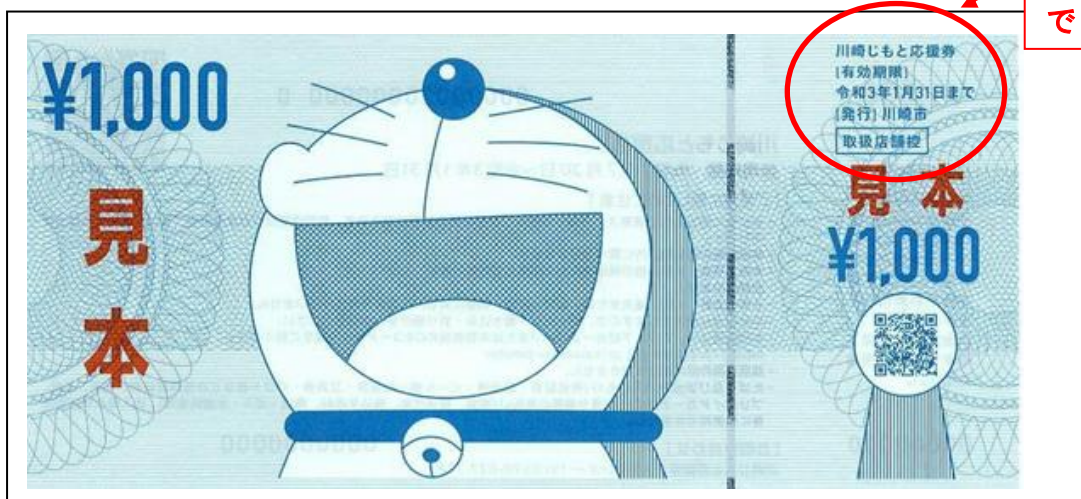
有効期限を必ず確認してください。



×令和2年度実施の応援券（第1弾）※使用できません

青色単色になります。**表記上の使用期限は令和3年1月31日（実際の使用期限令和3年5月31日）までとなっております。**

第2弾では使用できません。

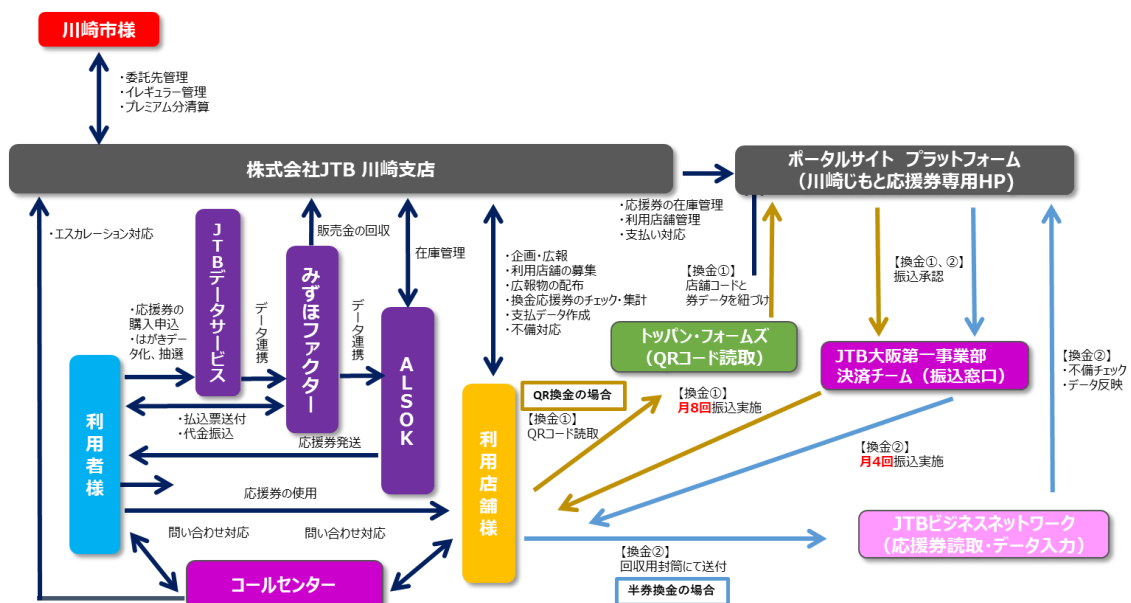


- 応援券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（川崎市）は責を負いません。
※応援券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- 自店舗で応援券が使用されたかのように偽って換金する行為、自店舗で使用された応援券を他店舗で再使用する行為（重複使用）は固く禁じます。
- 応援券の不正使用が疑われる場合、法的措置をとる場合があります。
- 応援券の交換又は売買はできません。

3) 応援券の使用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこを含む）
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- その他、各利用店舗及び川崎市が適当と認めないもの

<参考>川崎じもと応援券の流れ



II. 利用店舗の募集概要

1) 参加資格

1. 届出住所が川崎市内であり、かつ市内に事業所・店舗等を有する者。
2. 1のうち、事業所・店舗等を運営する事業者の常時使用する従業員の数が、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する（下記、別表）会社及び個人、または同条第5項に規定する事業者に該当する者。

(別表)

製造業その他	従業員 300 人以下の会社及び個人
卸売業	従業員 100 人以下の会社及び個人
小売業・飲食業	従業員 50 人以下の会社及び個人
サービス業	従業員 100 人以下の会社及び個人

3. 1及び2に該当し、川崎市内の店舗等のみにおいて応援券の使用を制限出来る者。
4. 届出住所又は活動の拠点が市内であり、本市の「活力と魅力あふれる力強い都市づくり」などの施策と密接な連携を図っている事業者等については、具体的な関連性を判断した上で、1～3によらず対象とする。

[例示]

- 音楽のまち・かわさき
- 映像のまち・かわさき
- スポーツのまち・かわさき
- 読書のまち・かわさき
- その他

ただし、次の事業者を除く。

- ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③ 「応援券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- ④ 川崎市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されていない者等

- ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2) 利用店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 利用店舗であることが明確となるよう、販売ツール（ポスター及びステッカー）を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- ② 利用者が使用する応援券について、受け取って問題ないか確認をして下さい。
尚、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された応援券と判別できる場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。
また、その旨を川崎じもと応援券コールセンターにも報告して下さい。
確認用として配布する見本券は、応援券を取り扱うすべての方に周知下さい。
- ③ **利用者が綴りから切り離れた応援券を使用できるものとします。** その場合には②のように偽造された応援券ではないこと、「利用店舗控」があることを確認した上で受け取って下さい。
- ④ 応援券を受け取った時は、再流出を防止するため応援券の半券（利用店舗控）を切り取ってください。店舗印は不要です。
- ⑤ 回収した応援券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合のため、応援券（応援券換金送付の場合は利用店舗控部分）を、入金確認を完了するまで大切に保管して下さい。
※この応援券、ないし利用店舗控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんのでご注意ください。なお、控え片がある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎたからの異議申し立てはできませんので、ご理解下さい。
- ⑥ 口座振込となります。振込手数料は事務局にて負担致します。
- ⑦ 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された応援券のみ換金可能です。
- ⑧ 川崎じもと応援券事業（第2弾）の運営にご協力ください。
- ⑨ 応援券換金送付の場合、万が一「換金用伝票に記載された内容」と、「送付された使用済み応援券をQR読み取り機で読み込んだ内容」に差異が生じた場合は、「QR読み取り機で読み込んだ内容」を正とし精算を実行します。

3) 利用店舗の継続について

- ① 川崎じもと応援券事業に登録いただいた利用店舗様には継続登録のご案内をいたします。メールアドレス登録のある利用店舗様にはメールにて、登録のない利用店舗様にはFAXにてのご連絡となります。継続登録を希望される場合は、この「募集要項」及びP9に記載の「誓約事項」に同意の上、「利用店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を入力又は記入し下記のいずれかの方法で申請して下さい。

1. メールでのご案内の場合

メール記載の回答フォームへの入力

2. FAXでのご案内の場合

送信された「利用店舗登録申請書兼誓約書」をご記入の上FAXにて返信

FAX番号：044-244-5770

※継続登録は自動更新ではなく、継続登録の申請が必要となります。

※継続登録をご希望の場合は4月20日（火）までに申請をお願いします。

※上記期限までに申請いただいた利用店舗様を、川崎じもと応援券（第2弾）の「利用店舗」として、利用店舗一覧表への印刷・川崎じもと応援券（第2弾）専用ホームページへの掲載をします（申請が上記期限を過ぎた場合でも、4月30日以降随時ホームページに追加掲載します）。

② その他留意事項

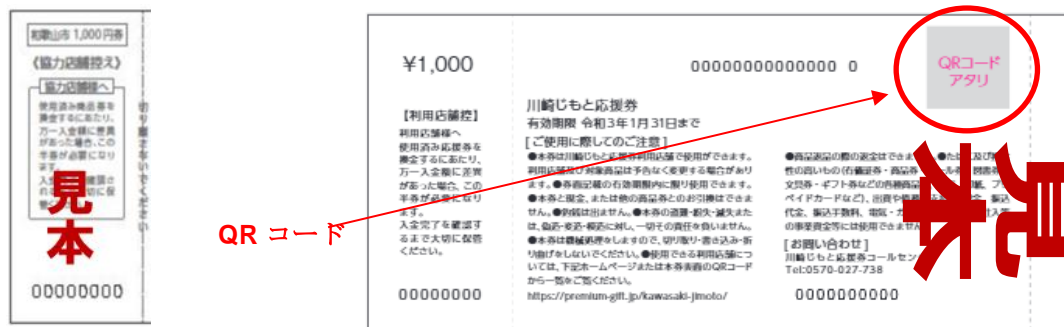
1. 継続登録申請をした場合、令和2年度川崎じもと応援券事業で登録した利用店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種・銀行口座情報等）を、川崎じもと応援券（第2弾）に移行し、「利用店舗」として、利用店舗一覧表への印刷・川崎じもと応援券（第2弾）専用ホームページへの掲載をします。
2. 利用店舗情報に変更が生じている事項がある場合は、継続登録申請の際に変更内容をご入力又はご記入下さい。
3. 川崎じもと応援券（第2弾）専用ホームページの「利用店舗からのお知らせ欄」に取扱商品や、おすすめの商品など利用店舗様からのお知らせを掲載できます。掲載したい内容がございましたら継続登録申請の際にご入力又はご記入下さい。掲載内容は文書のみで、文字数100字以内となります。
4. 利用店舗向けのマニュアル・ポスター・ステッカー・換金スケジュール表を作成し、6月下旬から順次配布予定です。
5. 応援券の取扱い、換金の方法など詳細については、利用店舗マニュアルを参照してください。
6. 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や利用店舗の承認取消、損害賠償金の請求、店名の公表を行う場合があります。なお、誓約事項における違反行為の有無については、聞き取り調査等を行う場合があります。その際に応援券の売上に係る資料の提出などの協力を求める場合があります。
7. 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や利用店舗の承認取消、損害賠償金の請求を行う場合があります。

8. 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、川崎市がその都度対応を決定します。
9. 本事業用にデザインされた「応援券」の肖像使用を含む広報告知物の作成・掲出等については事前に承認が必要となります。
10. 登録の際、利用店舗において必ずパスワードを登録し、保管してください。
11. 川崎市の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

Ⅲ. 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において応援券を受け取った利用店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下2つの方法があります。

(図1) ※令和2年度川崎じもと応援券(第1弾)の見本です。



1) QR読み取り方式

回収した応援券裏面に印刷されたQRコードを各利用店舗様において読み取って登録後、指定口座に入金。(登録の為には、利用店舗登録時に、パスワード登録が必要です。)

(図1) 右上のQRコードを読み取る事で、換金申請の登録が出来ます。

- ・毎日曜日までに読み取った分は月曜日に受付⇒同週水曜日に入金(中一日)
毎火曜日までに読み取った分は水曜日に受付⇒同週金曜日に入金(中一日)
- ・換金サイクルは週二回ですが、祝日の関係で着金日に変更になる場合があります。詳細は換金スケジュール表をご参照ください。

※初回は7月26日着金となります(7月16日～7月20日読み取り分)。

※利用が集中した場合は、利用店舗様への換金サイクルが遅れる事がございます。

※換金請求期間は令和3年7月16日(金)～令和4年1月23日(日)とします(読み取り期限)。

2) 半券換金方式

回収した応援券を換金事務局に郵送し、換金事務局において、一括してQRコードを読み取って登録後、指定口座に入金。

(図1)の大きい片を郵送して頂きます。

- ・毎月曜日必着で換金事務局へ郵送した分⇒**翌週の水曜日に入金**
- ・換金サイクルは**週一回**ですが、祝日の関係で着金日が変更になる場合があります。詳細は換金スケジュール表をご参照ください。

※初回は7月28日着金となります(7月20日までに事務局へ半券到着分)。

※利用が集中した場合は、利用店舗様への換金サイクルが遅れる事がございます

- ① 利用店舗は、回収用封筒に応援券を同封し、指定の場所へ郵送してください。
回収用封筒に入りきらない場合は、利用店舗様にてダンボールをご準備頂き、ゆうパックにて発送してください。(ゆうパック伝票が必要な場合はコールセンターへご連絡ください)
- ② 郵送料・振込手数料等は掛かりません。(事務局が負担します)
- ③ 換金請求期間は、令和3年7月16日(金)～令和4年1月17日(月)必着とします。
この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。
- ④ 応援券の換金はQRによる読取結果を正とし、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

換金用伝票に応援券の枚数と記入日をお書きの上、店舗様控えを切り取った応援券を輪ゴムで束ね、封筒に入れて下さい。

*必ず店舗様控えを切り取って大切に保管してください。

*応援券の向き(表裏・天地)を揃えてください。

*応援券のホチキス留めはしないでください。

*応援券に破損が生じ、テープで留めた場合は輪ゴムで束ねず、他の応援券とは別にそのまま封筒に入れて下さい。

*応援券は冊子のまま送付せず、必ずミシン目から切り離してください。



封止め前にご確認ください

- 応援券の店舗様控えを切り取りましたか?
- 換金用伝票(1枚目)を切り離して応援券の枚数と記入日を記入しましたか?
- 換金用伝票(1枚目)と応援券を輪ゴムで束ねて、この封筒に入れましたか?
- 最後にしっかりと封をしましたか?

店舗様控えを切り取った応援券は専用換金封筒に入れて送付下さい。

詳細は6月下旬に配付する利用店舗マニュアルをご参照ください。

誓約事項

- 1、商品の販売、又はサービスの提供なく応援券の換金を行いません。
- 2、応援券を使用できない商品に対して、応援券での支払いを受付けません。
- 3、応援券の再販、再流通（重複使用）を致しません。
- 4、応援券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- 5、応援券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 6、応援券の使用期間中（令和3年7月16日～令和3年12月31日）は利用店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- 7、応援券の取扱、利用店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 8、応援券の使用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 9、応援券の取扱に対して川崎市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 10、店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- 11、登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としない県内キャバレー・クラブ、待合などを運営する者」「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。

*記載内容については、川崎市からの通知等により変更になる場合があります。

◇問合せ先

川崎じもと応援券（第2弾）コールセンター（令和3年4月19日～令和4年2月28日）

平日 8：30～17：15（土・日・祝休み、年末年始 12月30日～1月3日）

TEL: 0120-300-582

FAX: 044-244-5770

Email: kawasaki_jimoto2@jtb.com